

改 正 案	現 行
<p>都市緑地法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第四条）</p> <p>第三章 緑地保全地域等</p> <p>第一節 緑地保全地域（第五条 第十一条）</p> <p>第二節 特別緑地保全地区（第十二条 第十九条）</p> <p>第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全（第二十条 第二十三条）</p> <p>第四節 管理協定（第二十四条 第三十条）</p> <p>第五節 雑則（第三十一条 第三十三条）</p> <p>第四章 緑化地域等</p> <p>第一節 緑化地域（第三十四条 第三十八条）</p> <p>第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制（第三十九条）</p> <p>第三節 雑則（第四十条 第四十四条）</p> <p>第五章 緑地協定（第四十五条 第五十四条）</p> <p>第六章 市民緑地（第五十五条 第五十九条）</p> <p>第七章 緑化施設整備計画の認定（第六十条 第六十七条）</p> <p>第八章 緑地管理機構（第六十八条 第七十三条）</p> <p>第九章 雑則（第七十四条）</p> <p>第十章 罰則（第七十五条 第七十九条）</p> <p>附則</p>	<p>都市緑地保全法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第一章の二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第二条の二）</p> <p>第二章 緑地保全地区</p> <p>第一節 緑地保全地区に関する都市計画等（第三条 第九条）</p> <p>第二節 管理協定（第九条の二 第九条の八）</p> <p>第三節 雑則（第十条 第十三条）</p> <p>第三章 緑地協定（第十四条 第二十条）</p> <p>第三章の二 市民緑地（第二十条の二 第二十条の五）</p> <p>第三章の三 緑化施設整備計画の認定（第二十条の五の二 第二十条の五の九）</p> <p>第三章の四 緑地管理機構（第二十条の六 第二十条の十一）</p> <p>第四章 罰則（第二十一条 第二十四条）</p> <p>附則</p>

第一章 総則

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。）第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号。以下「近畿圏保全法」という。）第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

第一章 総則

第一章の二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)

第二章の二 市町村は、都市における緑地（樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。以下同じ。）の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法

第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項

ロ 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

- (1) 略
- (2) 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
- (3) 第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項
- (4) その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

ハ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

ニ 緑化地域における緑化の推進に関する事項
ホ 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 基本計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第

び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 緑地の配置の方針に関する事項

ロ 緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

- (1) 略
- (2) 第八条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
- (3) 第九条の二第一項の規定による管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
- (4) その他緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

ハ 緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項

ニ 緑化の推進を重点的に図るべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 基本計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第

一 項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

5 | 4 略

市町村は、基本計画に第二項第三号イに掲げる事項（都道府県の設置に係る都市公園の整備の方針に係るものに限る。）を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

8 | 6・7 略

第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 緑地保全地域等

第一節 緑地保全地域

（緑地保全地域に関する都市計画）

第五条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができる。

- 一 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- 二 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

（緑地保全計画）

一 項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては同法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては同法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 略

7 | 5・6 略

前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二章 緑地保全地区

第六条 緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合においては、都道府県は、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴いて、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければならない。

2 緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

二 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

ハ その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

3 緑地保全計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合したものでなければならない。

4 都道府県は、緑地保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。

（標識の設置等）

第七条 都道府県は、緑地保全地域に関する都市計画が定められたときは、その区域内に、緑地保全地域であることを表示した標識を設けなければならない。

2 緑地保全地域内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受

けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5| 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者が協議しなければならない。

6| 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（緑地保全地域における行為の届出等）

第八条 緑地保全地域（特別緑地保全地区及び第二十条第二項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2| 都道府県知事は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3| 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内限り、することができる。

- 4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 都道府県知事は、当該緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行つ行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしよつとするとときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、前項後段の通知があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該緑地の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。
- 9 次に掲げる行為については、第一項、第二項、第七項後段及び前項の規定は、適用しない。
- 一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの
 - 二 緑地保全地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為
 - 三 非常災害のため必要な応急措置として行つ行為

- 四 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
- 五 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為
- 六 緑地保全計画に定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
- 七 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
- 八 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次節において単に「市民緑地契約」という。）において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
- 九 通常の実務行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

（原状回復命令等）

- 第九条 都道府県知事は、前条第二項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定め

て、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第十条 都道府県は、第八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該処分に係る行為については、この限りでない。

一 第八条第一項の届出に係る行為をするについて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二 第八条第一項の届出に係る行為が、次に掲げるものであると認められるとき。

イ 都市計画法による開発許可を受けた開発行為により確保された緑地その他これに準ずるものとして政令で定める緑地の保全に支障を及ぼす行為

ロ イに掲げるもののほか、社会通念上緑地保全地域に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反する行為

2 第七条第五項及び第六項の規定は、前項本文の規定による損失の補償について準用する。

(報告及び立入検査等)

- 第十一条 都道府県知事は、緑地保全地域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、第八条及び第九条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 特別緑地保全地区

(特別緑地保全地区に関する都市計画)

- 第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。
- 一 三 略
- 2 首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内の特別緑地保全地区で、それらの近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものに関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ首都圏保全法第五条第一項及び近畿圏保全法第六条第一項に定めるところによるものと

第一節 緑地保全地区に関する都市計画等

(緑地保全地区に関する都市計画)

- 第三条 都市計画区域内の緑地で次の各号の一に該当する土地の区域については、都市計画に緑地保全地区を定めることができる。
- 一 三 略
- 2 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域内及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域内の緑地保全地区で、それらの近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものに関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前項の規定にかかわらず

する。

(標識の設置等についての準用)

第十三条 第七条の規定は、特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「特別緑地保全地区である」と、同条第二項中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

(特別緑地保全地区における行為の制限)

第十四条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措

、それぞれ首都圏近郊緑地保全法第五条第一項及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第六条第一項に定めるところによるものとする。

(標識の設置等)

第四条 都道府県は、緑地保全地区に関する都市計画が定められたときは、その地区内に、緑地保全地区であることを表示した標識を設けなければならない。

2 緑地保全地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者が協議しなければならない。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(緑地保全地区における行為の制限)

第五条 緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該緑地保全地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として

置として行う行為については、この限りでない。

一、五 略

2・3 略

4 特別緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしてしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

5 特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該特別緑地保全地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 略

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

二 近畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為

三 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為

行なう行為については、この限りでない。

一、五 略

2・3 略

4 緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしてしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

5 緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該緑地保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 略

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 首都圏近郊緑地保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第九条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為

三 基本計画において定められた当該緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為

四 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

五 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

六 略

(原状回復命令等についての準用)

第十五条 第九条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。

四 第九条の二第一項の規定により締結された管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

五 第二十条の二第一項又は第二項の規定により締結された市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

六 略

(原状回復命令等)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2) 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3) 前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた

(損失の補償についての準用)

第十六条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、第十条第一項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「第十四条第一項の許可の申請」と、同号口中「緑地保全地域」とあるのは「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。

(土地の買入れ)

第十七条 都道府県は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買入れするものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、当該土地の買入れを希望する市町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九

場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第七条 都道府県は、第五条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

1 第五条第一項の許可の申請に係る行為をするについて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律（法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可、その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

2 第五条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上緑地保全地区に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第四条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(土地の買入れ)

第八条 都道府県は、緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第五条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買入れするものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、当該土地の買入れを希望する市町村又は第二十條の六第一項の規定により指定された緑地管理機構で第二十

条第一号八に掲げる業務を行うものに限る。)を当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3・4 略

(買い入れた土地の管理)

第十八条 都道府県、市町村又は前条第二項の緑地管理機構は、同条第一項又は第三項の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するように、かつ、第四条第二項第三号ロ(イ)に掲げる事項を定める基本計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

(報告及び立入検査等についての準用)

第十九条 第十一条の規定は、特別緑地保全地区について準用する。この場合において、同条第一項中「第八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とあるのは「第十四条第一項の規定による許可を受けた」と、同条第二項中「第八条及び第九条」とあるのは「第十四条の規定及び第十五条において準用する第九条」と「第八条第一項各号」とあるのは「第十四条第一項各号」と読み替えるものとする。

第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全

(地区計画等緑地保全条例)

第二十条 市町村は、地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。))、防災街区整備地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進

条の七第一号に掲げる業務のうち都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取つた緑地の保全に関するものを行うものを当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3・4 略

(買い入れた土地の管理)

第九条 都道府県、市町村又は前条第二項の緑地管理機構は、同条第一項又は第三項の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するように、かつ、第二条の二第二項第三号ロに掲げる事項を定める基本計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて管理しなければならない。

に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第一項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）`沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。）において、現に存する樹林地`草地等（緑地であるものに限る。次項において同じ。）で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域に限り、特別緑地保全地区を除く。）内において、条例で、当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととすることができる。

2| 前項の規定に基づき条例（以下「地区計画等緑地保全条例」という。）には、併せて、市町村長が当該樹林地`草地等の保全のために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。

3| 地区計画等緑地保全条例による制限は、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、良好な居住環境の確保及び都市における緑地の適正な保全を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

4| 地区計画等緑地保全条例には、第十四条第一項ただし書、第二項、第四項から第八項まで及び第九項（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外、許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

（標識の設置等についての準用）

第二十一条 第七条の規定は、地区計画等緑地保全条例が定められた場合について準用する。この場合において、

同条第一項及び第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同条第一項中「緑地保全地域である」とあるのは「地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域である」と、同条第五項及び第六項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等)

第二十二條 地区計画等緑地保全条例には、第十五条において準用する第九条の規定及び第十九条において読み替えて準用する第十一条の規定の例により、原状回復等の命令並びに報告の徴収及び立入検査等を行うことができる旨を定めることができる。

(損失の補償についての準用)

第二十三條 第十条の規定は、地区計画等緑地保全条例による許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、同条第一項本文中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「地区計画等緑地保全条例による許可の申請」と、同号口中「緑地保全地域に関する都市計画」とあるのは「地区計画等緑地保全条例」と、同条第二項において準用する第七条第五項及び第六項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第四節 管理協定

(管理協定の締結等)

第二十四條 地方公共団体又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構(第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。)は、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の

第二節 管理協定

(管理協定の締結等)

第九条の二 地方公共団体又は第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構で第二十条の七第一号に掲げる業務のうち管理協定に基づく緑地の管理に関するものを行うものは、緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地区内の土地

土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者（以下この節において「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

一 五 略

3 2 略

管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 緑地保全地域内の緑地に係る管理協定については、基本計画及び緑地保全計画との調和が保たれ、かつ、緑地保全計画に第六条第二項第二号ロに掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

二 特別緑地保全地区内の緑地に係る管理協定については、基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第四条第二項第三号ロ③に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

三・四 略

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長）と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 略

又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者（以下この節において「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

一 五 略

3 2 略

管理協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第二条の二第二項第三号ロ③に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

三・三 略

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内にある場合にあつては当該中核市の長）と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 略

(管理協定の縦覧等)

第二十五条 地方公共団体又は都道府県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 略

(管理協定の認可)

第二十六条 都道府県知事は、第二十四条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理協定の内容が、第二十四条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告等)

第二十七条 略

(管理協定の変更)

第二十八条 第二十四条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第二十九条 第二十七条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(管理協定の縦覧等)

第九条の三 地方公共団体又は都道府県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 略

(管理協定の認可)

第九条の四 都道府県知事は、第九条の二第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理協定の内容が、第九条の二第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(管理協定の公告等)

第九条の五 略

(管理協定の変更)

第九条の六 第九条の二第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第九条の七 第九条の五(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第三十条 第二十四条第一項の緑地管理機構が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二条第一項の規定に基づき保存樹木又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地管理機構(都市緑地法第六十条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。)」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地管理機構」とする。

第五節 雑則

(国の補助)

第三十一条 国は、都道府県が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2

国は、地方公共団体が行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備(緑地保全計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。)又は特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備(基本計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。)に要

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第九條の八 第九條の二第一項の緑地管理機構が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号。以下「樹木保存法」という。)第二条第一項の規定に基づき保存樹木又は保存樹林として指定されたものについての樹木保存法の規定の適用については、樹木保存法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、樹木保存法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、樹木保存法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」とする。

第三節 雑則

(国の補助)

第十条 国は、都道府県が行う第七条第一項の規定による損失の補償及び第八条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

2

国は、地方公共団体が行う緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備(基本計画、管理協定又は第二十条の二第一項若しくは第二項の規定により締結された市民緑地契約において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。)に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる

する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(大都市等の特例)

第三十二条 この章（前節を除く。以下この条において同じ。）の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この章の規定中都道府県に関する規定（次項の規定により読み替えて適用するものを除く。）は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

。

(報告及び立入検査等)

第十一条 都道府県知事は、緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第五条第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第三項又は第六条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第五条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大都市等の特例)

第十二条 この章（前節を除く。以下この条において同じ。）の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この章の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

21 前項の場合においては、第六条第一項中「関係市町村及び都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会（当該中核市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該中核市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」と、同条第四項中「公表するとともに、関係市町村に通知しなければ」とあるのは「公表しなければ」とする。

（公害等調整委員会の裁定）

第三十三条 第八条第二項若しくは第十四条第一項又は地区計画等緑地保全条例（第二十条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2 略

第四章 緑化地域等

第一節 緑化地域

（緑化地域に関する都市計画）

第三十四条 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

21 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その

（公害等調整委員会の裁定）

第十三条 第五条第一項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2 略

他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。以下この章及び第七章において同じ。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えてはならない。

一 十分の二・五

二 一から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十三条第一項の規定による建築物の建ぺい率(同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。)の最高限度(高層住居誘導地区(都市計画法第八条第一項第二号の三に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。次条において同じ。)、高度利用地区(同項第三号に掲げる高度利用地区をいう。以下同じ。))又は都市再生特別地区(同項第四号の二に掲げる都市再生特別地区をいう。以下同じ。))の区域内にあつては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度)を減じた数値から十分の一を減じた数値

(緑化率)

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、緑化地域内の高度利用地区(壁面の位置の制限が定められているものに限る。)、

特定街区（都市計画法第八条第一項第四号に掲げる特定街区をいう。以下同じ。）又は都市再生特別地区（以下この項において「高度利用地区等」という。）の区域内において前項前段に規定する建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上とし、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

一 十分の二・五

二 一から高度利用地区等に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

三 その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

4 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

5 一から建築基準法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値が前条第一項の規定により都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度を下回る建築物（

高層住居誘導地区、高度利用地区、特定街区又は都市再生特別地区（以下この条において「高層住居誘導地区等」という。）の区域内の建築物を除く。）の緑化率は、第一項の規定にかかわらず、当該一から同法第五十三条第三項又は第四項の規定による建ぺい率の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値以上でなければならない。

6 建築物の敷地が、第一項、第二項又は前項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

7 前各項の規定は、建築基準法第五十三条第五項各号に掲げる建築物（高層住居誘導地区等の区域内の建築物を除く。）、高度利用地区内の同法第五十九条第一項各号に掲げる建築物及び都市再生特別地区内の同法第六十条の二第一項各号に掲げる建築物については、適用しない。

8 第一項、第二項及び前三項の規定にかかわらず、建築基準法第五十二条第七項、第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条の二第二項の規定の適用を受ける建築物についての緑化率の最低限度は、政令で定める。

（一定の複数建築物に対する緑化率規制の特例）

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す建築物については、

これらの建築物が同一敷地内にあるものとみなして前条の規定を適用する。

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市町村長は、第三十五条の規定（第四項を除く。）又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条（第四項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

2 前項の規定に基づく条例（以下「地区計画等緑化率条例」という。以下同じ。）は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い、行うものとする。

3 地区計画等緑化率条例には、第三十七条及び前条の規定の例により、違反是正のための措置並びに報告の徴収及び立入検査をすることができる旨を定めることができる。

第三節 雑則

（緑化施設の面積の算出方法）

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

（建築基準関係規定）

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）とみなす。

(制限の特例)

第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物
- 二 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 三 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 四 建築基準法第八十五条第四項の許可を受けた建築物

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

- 2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

- 3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。
- 4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

(緑化施設の管理)

第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化施設の管理の方法の基準を定めることができる。

第五章 緑地協定

(緑地協定の締結等)

第四十五条 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条において準用する場合を含む。以下この項、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定（以下「緑地協定」という。）を締結することができる。ただし、

第三章 緑地協定

(緑地協定の締結等)

第十四条 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条において準用する場合を含む。以下この項、第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定（以下「緑地協定」という。）を締結することができる。ただし

当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつて
ている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつて
いる土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

2 } 4 略

（認可の申請に係る緑地協定の縦覧等）

第四十六条 略

（緑地協定の認可）

第四十七条 市町村長は、第四十五条第四項の規定による
緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、
当該緑地協定を認可しなければならない。

一・二 略

三 第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交
通省令で定める基準に適合するものであること。

四 略

2 略

（緑地協定の変更）

第四十八条 略

2 略

第四十九条 略

2・3 略

4 第四十七条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合
その他市町村長が第一項又は第二項の規定により緑地協定区域内の土地が
当該緑地協定区域から除かれたことを知つた場合について準用する。

（緑地協定の効力）

、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつて
ている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつて
いる土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

2 } 4 略

（認可の申請に係る緑地協定の縦覧等）

第十五条 略

（緑地協定の認可）

第十六条 市町村長は、第十四条第四項の規定による緑地協定の認可の申請が、
次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

一・二 略

三 第十四条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 略

2 略

（緑地協定の変更）

第十七条 略

2 略

第十七条の二 略

2・3 略

4 第十六条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合
その他市町村長が第一項又は第二項の規定により緑地協定区域内の土地が
当該緑地協定区域から除かれたことを知つた場合について準用する。

（緑地協定の効力）

~~第五十条 第四十七条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた緑地協定は、その公告のあつた後において当該緑地協定区域内の土地所有者等となつた者（当該緑地協定について第四十五条第一項又は第四十八条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。~~

~~（緑地協定の認可の公告のあつた後緑地協定に加わる手続等）~~

~~第五十一条 緑地協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該緑地協定の効力が及ばないものは、第四十七條第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、当該緑地協定に加わることができる。~~

2 ~~緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十七条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、緑地協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。~~

4 3 ~~略~~
4 ~~第四十七條第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。~~

~~第十八条 第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた緑地協定は、その公告のあつた後において当該緑地協定区域内の土地所有者等となつた者（当該緑地協定について第十四条第一項又は第十七条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。~~

~~（緑地協定の認可の公告のあつた後緑地協定に加わる手続等）~~

~~第十八条の二 緑地協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該緑地協定の効力が及ばないものは、第十六條第二項（第十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、当該緑地協定に加わることができる。~~

2 ~~緑地協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面でその意思を表示することによつて、緑地協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となつてい土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。~~

4 3 ~~略~~
4 ~~第十六條第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。~~

5 緑地協定は、第一項又は第二項の規定により当該緑地協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該緑地協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十七条第二項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者（当該緑地協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（緑地協定の廃止）

第五十二条 緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 略

（土地の共有者等の取扱い）

第五十三条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（緑地協定の設定の特則）

第五十四条 都市計画区域内における相当規模の一団の土地（第四十五条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、市街地の良好な環境の確保のため必要があると認め

5 緑地協定は、第一項又は第二項の規定により当該緑地協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該緑地協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第十六条第二項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者（当該緑地協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（緑地協定の廃止）

第十九条 緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、第十四条第四項又は第十七条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 略

（土地の共有者等の取扱い）

第十九条の二 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（緑地協定の設定の特則）

第二十条 都市計画区域内における相当規模の一団の土地（第十四条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、市街地の良好な環境の確保のため必要があると認める

- めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第四十七条第一項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が市街地の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。
- 3 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。
- 4 第二項の規定による認可を受けた緑地協定は、認可の日から起算して三年以内において当該緑地協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第四十七条第二項の規定による認可の公告があつた緑地協定と同一の効力を有する緑地協定となる。

第六章 市民緑地

(市民緑地契約の締結等)

第五十五条 地方公共団体又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構(第六十九条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。)は、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画区域内における政令で定める規模以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物(以下この条において「土地等」という。)の所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と次に掲げる事項を定めた契約(以下「市民緑地契約」という。)を締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。以下この項において同じ。)を設置し、これらの緑地又は緑化施設(以下「市民緑地」という。)を管理することができる。

- 一 市民緑地契約の目的となる土地等の区域
- 二 次に掲げる事項のうち必要なもの

- ときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第十六条第一項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が市街地の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。
- 3 第十六条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。
- 4 第二項の規定による認可を受けた緑地協定は、認可の日から起算して三年以内において当該緑地協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第十六条第二項の規定による認可の公告があつた緑地協定と同一の効力を有する緑地協定となる。

第三章の二 市民緑地

(市民緑地契約の締結等)

第二十條の二 地方公共団体又は第二十條の六第一項の規定により指定された緑地管理機構で第二十條の七第一号に掲げる業務のうち市民緑地の設置及び管理に関するものを行うものは、良好な都市環境を確保するため、都市計画区域内における政令で定める規模以上の土地の所有者の申出に基づき、当該土地の所有者と次に掲げる事項を定めた契約(以下「市民緑地契約」という。)を締結して、当該土地に住民の利用に供する緑地(以下「市民緑地」という。)を設置し、これを管理することができる。

- 一 市民緑地契約の目的となる土地の区域
- 二 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 略

ロ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ハ 緑化施設の整備に関する事項

三 五 略

2 地方公共団体又は前項の緑地管理機構は、緑地保全地域、特別緑地保全地区若しくは第四条第二項第三号八の地区内の緑地の保全又は緑化地域若しくは同号ホの地区内の緑化の推進のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地等の所有者の申出がない場合であつても、当該地区内における同項に規定する土地等の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地等に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

3 市民緑地契約の内容は、基本計画（緑地保全地域内にあつては、基本計画及び緑地保全計画）との調和が保たれたものでなければならない。

4 略

5 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、首都圏近郊緑地保全区域、近畿圏近郊緑地保全区域、緑地保全地域、特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号ロに掲げる事項を定めよつとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者と協議し、第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞれ第二号又は第三号に定める者と協議しその同意を得なければならない。

イ 略

ロ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

三 五 略

2 地方公共団体又は前項の緑地管理機構は、緑地保全地区又は第二条の二第二項第三号八の地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地の所有者の申出がない場合であつても、当該地区内における同項に規定する土地の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

3 市民緑地契約の内容は、基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 略

5 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域又は緑地保全地区内の土地について締結する市民緑地契約に第一項第二号ロに掲げる事項を定めよつとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる土地の区域が第一号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者と協議し、第二号に掲げるものである場合にあつては同号に定める者と協議しその同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域（指定都市の区域及び中核市の区域（中核市の区域にあつては、緑地保全地区の区域に限る。）を除く。）内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の緑地保全地

7|

略

(国の補助)

6|

三 地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内において、市町村が当該市町村の区域内の土地について市民緑地契約を締結する場合

二 緑地保全地域又は特別緑地保全地区内において、都道府県が当該都道府県の区域（指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地についてそれぞれ市民緑地契約を締結する場合

一 首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において、都道府県又は指定都市がそれぞれ当該都道府県又は当該指定都市の区域内の土地について市民緑地契約を締結する場合

三 地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の土地の区域 市町村長

二 緑地保全地域（地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。次項において同じ。）及び特別緑地保全地区内の土地の区域 都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長）

一 首都圏近郊緑地保全区域及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。次項において同じ。）内の土地の区域 都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）

6|

略

区内の土地について市民緑地契約を締結する場合は、この限りでない。

二 緑地保全地区内の土地の区域 都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長）

一 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域（緑地保全地区を除く。）内の土地の区域 都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）

第五十六条 国は、市民緑地契約に基づき地方公共団体が
行つ市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設
及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施
設の整備に要する費用については、予算の範囲内におい
て、政令で定めるところにより、その一部を補助するこ
とができる。

(国等の援助)

第五十七条 国及び地方公共団体は、市民緑地の適切な管
理を図るため、市民緑地の設置及び管理を行う地方公共
団体又は第五十五条第一項の緑地管理機構に対し、必要
な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(首都圏保全法等の特例)

第五十八条 首都圏近郊緑地保全区域(緑地保全地域及び
特別緑地保全地区を除く。)内において行つ行為で、市
民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の
保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に
従つて行つものについては、首都圏保全法第七条第一項
及び第二項の規定は、適用しない。

2 近畿圏近郊緑地保全区域(緑地保全地域及び特別緑地
保全地区を除く。)内において行つ行為で、市民緑地契
約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関
連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行
つものについては、近畿圏保全法第八条第一項及び第二
項の規定は、適用しない。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する
法律の特例の準用)

第五十九条 第三十条の規定は、第五十五条第一項の緑地
管理機構が管理する市民緑地内の樹木又は樹木の集団で
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法

(国等の援助)

第二十條の三 国及び地方公共団体は、市民緑地の適切な
管理を図るため、市民緑地の設置及び管理を行う地方公
共団体又は前条第一項の緑地管理機構に対し、必要な助
言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(首都圏近郊緑地保全法等の特例)

第二十條の四 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定
による近郊緑地保全区域(緑地保全地区を除く。)内に
おいて行つ行為で、市民緑地契約において定められた当
該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設
の整備に関する事項に従つて行つものについては、同法
第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の
規定による近郊緑地保全区域(緑地保全地区を除く。)内
において行つ行為で、市民緑地契約において定められ
た当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる
施設の整備に関する事項に従つて行つものについては、
同法第九条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(樹木保存法の特例の準用)

第二十條の五 第九条の八の規定は、第二十條の二第一項
の緑地管理機構が管理する市民緑地内の樹木又は樹木の
集団で樹木保存法第二条第一項の規定に基づき保存樹又

律 第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第七章 緑化施設整備計画の認定

(緑化施設整備計画の認定)

第六十条 緑化地域又は第四条第二項第三号ホの地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該緑化施設の整備に関する計画（以下「緑化施設整備計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 略

(緑化施設整備計画の認定基準)

第六十一条 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。

一 略

二 緑化施設（植栽、花壇その他の国土交通省令で定める部分に限る。）の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。

三 五 略

2 略

(緑化施設整備計画の変更)

第六十二条 略

2 略

(報告の徴収)

第六十三条 略

は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第三章の三 緑化施設整備計画の認定

(緑化施設整備計画の認定)

第二十条の五の二 第二条の二第二項第三号ニの地区内の建築物の敷地内（当該建築物の屋上、空地その他の屋外に限る。）において緑化施設を整備しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該緑化施設の整備に関する計画（以下「緑化施設整備計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 略

(緑化施設整備計画の認定基準)

第二十条の五の三 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。

一 略

二 緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。

2 三 五 略

(緑化施設整備計画の変更)

第二十条の五の四 略

2 略

(報告の徴収)

第二十条の五の五 略

(改善命令)

第六十四条 略

(認定の取消し)

第六十五条 略

(住民等の利用に供する認定緑化施設の管理)

第六十六条 地方公共団体又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構(第六十九条第一号二に掲げる業務を行うものに限る。)は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従つて整備された緑化施設(以下「認定緑化施設」という。)のうち住民等の利用に供するものを管理することができる。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例の準用)

第六十七条 第三十条の規定は、前条の緑地管理機構が同条の規定に基づき管理する認定緑化施設内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第八章 緑地管理機構

(指定)

第六十八条 略

2) 4 略

(業務)

第六十九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次のいずれかに掲げる業務

1 管理協定に基づく緑地の管理を行うこと。

(改善命令)

第二十條の五の六 略

(認定の取消し)

第二十條の五の七 略

(住民等の利用に供する認定緑化施設の管理)

第二十條の五の八 地方公共団体又は第二十條の六第一項の規定により指定された緑地管理機構は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従つて整備された緑化施設(以下「認定緑化施設」という。)のうち住民等の利用に供するものを管理することができる。

(樹木保存法の特例の準用)

第二十條の五の九 第九条の八の規定は、前条の緑地管理機構が同条の規定に基づき管理する認定緑化施設内の樹木又は樹木の集団で樹木保存法第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第三章の四 緑地管理機構

(指定)

第二十條の六 略

2) 4 略

(業務)

第二十條の七 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 管理協定に基づく緑地の管理並びに市民緑地の設置及び管理又は都市計画区域内の緑地の買取り及び買い

八〇 市民緑地の設置及び管理を行うこと。
八二 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行うこと。
二 次に掲げる業務

- (1) 住民等の利用に供する認定緑化施設の管理を行うこと。
- (2) 認定事業者の委託に基づき、認定計画に従った緑化施設の整備又は認定緑化施設の管理を行うこと。
- (3) 認定事業者に対し、認定計画に従った緑化施設の整備に必要な資金のあつせんを行うこと。

二～五 略

(地方公共団体との連携)

第七十条 機構は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号イから八まで又は二(1)に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第七十一条 略

(指定の取消し等)

第七十二条 略

(情報の提供等)

第七十三条 略

第九章 雑則

(経過措置)

第七十四条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理

取った緑地の保全を行うこと。

- 二 住民等の利用に供する認定緑化施設の管理を行うこと。
- 三 認定事業者の委託に基づき、認定計画に従った緑化施設の整備又は認定緑化施設の管理を行うこと。
- 四 認定事業者に対し、認定計画に従った緑化施設の整備に必要な資金のあつせんを行うこと。
- 五～八 略

(地方公共団体との連携)

第二十条の八 機構は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号又は第二号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第二十条の九 略

(指定の取消し等)

第二十条の十 略

(情報の提供等)

第二十条の十一 略

的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十章 罰則

第七十五条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反した者
- 二 第十四条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）又は第八条第五項の規定に違反した者
- 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第八条第二項又は第七十一条の規定による都道府県知事の命令に違反する行為をした者
- 四 第十一条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十一条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査若しくは立入調査又は第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を

第四章 罰則

第二十一条 第六条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反した者
- 二 第五条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第三項の規定に違反した者
- 二 第十一条第一項又は第二十条の五の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十一条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第二十条の九の規定による都道府県知事の命令に違反する行為をした者

拒み、妨げ、又は回避した者

第七十八条 略

第七十九条 地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率
条例又は第四十四条の規定に基づく条例には、これに遵
反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定
を設けることができる。

第二十四条 略

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 都市公園の設置及び管理（第二条の二 第十九条）</p> <p>第三章 立体都市公園（第二十条 第二十六条）</p> <p>第四章 監督（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第五章 雑則（第二十九条 第三十六条）</p> <p>第六章 罰則（第三十七条 第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 都市公園の設置及び管理</p> <p>（都市公園の設置）</p> <p>第二条の二 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。</p> <p>（都市公園の設置基準）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合には、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 都市公園の設置及び管理（第二条の二 第十八条の二）</p> <p>第三章 雑則（第十九条 第二十四条の二）</p> <p>第四章 罰則（第二十五条 第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 都市公園の設置及び管理</p> <p>（都市公園の設置）</p> <p>第二条の二 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。</p> <p>（都市公園の設置基準）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p>

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかである場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 略

(都市公園の占用の許可)

第六条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)は、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。

2 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通省令で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 略

(都市公園の占用の許可)

第六条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通省令で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては政令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第十条 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占有の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占有を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならぬ。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十一条 略

第十二条 略

2 略

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

(原状回復)

第十条 第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占有の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占有を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならぬ。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十条の二 略

第十条の三 略

2 略

(監督処分)

第十一条 公園管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予防

するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く政令の規定又はこの法律の規定に基く処分に違反している者
- 二 この法律の規定による許可に附した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者

2 公園管理者は、次の各号の一に該当する場合において、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(監督処分に伴う損失の補償)

第十二条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者が借受けによりその土地物件に係る権原を取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は

その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合又は廃止される都市公園に代るべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は

、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。

（自然公園の施設に関する特例）

第十九条 国立公園又は国定公園の施設については、第五条第一項及び第三項並びに第六条第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五条第一項及び第三項の規定を適用しない。

第三章 立体都市公園

（公園立体区域）

第二十条 公園管理者は、都市公園の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。

（立体都市公園の設置基準）

第二十一条 その区域を立体的区域とする都市公園（以下「立体都市公園」という。）の設置に関する基準については、政令で定める。

（公園一体建物に関する協定）

第二十二条 公園管理者は、立体都市公園と当該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となるときは、当該建物の所有者又は所有者となることとする者と次に掲げる事項を定めた協定（以下「協定」という。）を締結することができる。この場合において、公園管理者は、当該立体都市公園の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例で、国の設置に係る都市公園にあつては政令で定める。

（自然公園の施設に関する特例）

第十八条の二 国立公園又は国定公園の施設については、第五条第二項及び第三項並びに第六条第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五条第二項及び第三項の規定を適用しない。

- 一 協定の目的となる建物（以下「公園一体建物」とい
う。）
- 二 公園一体建物の新築、改築、増築、修繕又は模様替
及びこれらに要する費用の負担
- 三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担
 - イ 公園一体建物に関する立体都市公園の管理上必要
な行為の制限
 - ロ 立体都市公園の管理上必要な公園一体建物への立
入り
 - ハ 立体都市公園に関する工事又は公園一体建物に関
する工事が行われる場合の調整
 - ニ 立体都市公園又は公園一体建物に損害が生じた場
合の措置
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 協定の掲示方法
- 七 その他必要な事項

2 公園管理者は、協定を締結した場合においては、国土
交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公
示し、かつ、協定又はその写しを公園管理者の事務所に
備えて一般の閲覧に供するとともに、協定で定めるとこ
ろにより、公園一体建物又はその敷地内の見やすい場所
に、公園管理者の事務所において閲覧に供している旨を
掲示しなければならない。

（協定の効力）

第二十三条 前条第二項の規定による公示のあつた協定は
その公示のあつた後において当該協定の目的となつて
いる公園一体建物の所有者となつた者に対しても、その
効力があるものとする。

（公園一体建物に関する私権の行使の制限等）

第二十四条 公園一体建物の所有者以外の者であつてその

公園一体建物の敷地に関する所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者（次項において「敷地所有者等」という。）は、その公園一体建物の所有者に対する当該権利の行使が立体都市公園を支持する公園一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

- 2| 前項の場合において、公園一体建物の所有者がこれを所有するためのその敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、当該公園一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、当該公園一体建物の所有者に対し、当該公園一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

（公園保全立体区域）

第二十五条 公園管理者は、立体都市公園について、当該立体都市公園の構造を保全するため必要があると認めるときは、その立体的区域に接する一定の範囲の空間又は地下を、公園保全立体区域として指定することができる。

- 2| 公園保全立体区域の指定は、当該立体都市公園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

- 3| 公園管理者は、公園保全立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（公園保全立体区域における行為の制限）

第二十六条 公園保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては

、その損害を防止するための施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

第四章 監督

(監督処分)

第二十七条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者

二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者

2 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づき公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前条第二項若しくは第四項又は前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公園管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 公園管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 公園管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

6) 公園管理者は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して二週間（工作物等が特に貴重なものであるときは、三月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7) 公園管理者は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。

8) 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9) 第三項から第六項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けべき所有者等その他第三項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。

10) 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等（第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する公園管理者（国土交通大臣が公園管理者であるときは、国）に帰属する。

（監督処分に伴う損失の補償）

第二十八条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けべき損失を補償しなければならない。

らない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

第五章 雑則

（補助金）

第二十九条 略

（報告及び資料の提出）

第三十条 略

2 略

（都市公園の行政又は技術に関する勧告等）

第三十一条 略

（私権の制限）

第三十二条 略

（公園予定区域等）

第三十三条 略

第三章 雑則

（補助金）

第十九条 略

（報告及び資料の提出）

第二十条 略

2 略

（都市公園の行政又は技術に関する勧告等）

第二十一条 略

（私権の制限）

第二十二条 略

（公園予定地等）

第二十三条 略

3|2 略

地方公共団体又は国土交通大臣は、都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、前二項の規定による都市公園を設置すべき区域を、立体的区域とすることができる。

4| 第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された都市公園を設置すべき区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

6|5| 略

（不服申立て）

第三十四条 地方公共団体である公園管理者（前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号のいずれかに掲げる処分について不服のある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

一 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十条第二項（前条第四項において準用する場合を

2 略

3| 前二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域内にある土地について権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十八条の二及び前条の規定は、当該土地（以下「公園予定地」という。）又は当該公園予定地に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5|4| 略

（不服申立て）

第二十四条 地方公共団体である公園管理者（前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

一 第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項（前条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十条第二項（前条第三項において準用する場合を

含む。)の規定による指示

三 第十三条、第十四条第二項又は第二十八条第四項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による負担の決定

四 第二十六条第二項又は第四項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の命令

五 第二十七条第一項又は第二項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

六 第十二条第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

2 略

3 第五条の二第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

4 略

(権限の委任)

第三十五条 略

(経過措置)

第三十六条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省

含む。)の規定による指示

三 第十一条第一項又は第二項(前条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

四 第十二条第四項、第十三条又は第十四条第二項(前条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による負担の決定

五 第十条の三第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

2 略

3 第五条の二第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十条の三第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

4 略

(権限の委任)

第二十四条の二 略

令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第三十七条 第二十六条第二項若しくは第四項又は第二十七条第一項若しくは第二項（第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者（第三十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体又は国土交通大臣を含む。第四十条第二項において同じ。）の命令（第四十条第二項各号に掲げるものを除く。）に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公園施設（予定公園施設を含む。）を設け、又は管理した者
- 二 第六条第一項又は第三項（第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して都市公園（公園予定区域を含む。）を占用した者

第三十九条 略

第四十条 第十一条（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十一条各号のいずれかに掲げる行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

第四章 罰則

第二十五条 第十一条第一項又は第二項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者（第二十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体又は国土交通大臣を含む。第二十八条第二項において同じ。）の命令（第二十八条第二項各号に掲げるものを除く。）に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公園施設（予定公園施設を含む。）を設け、又は管理した者
- 二 第六条第一項又は第三項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して都市公園（公園予定地を含む。）を占用した者

第二十七条 略

第二十八条 第十条の二（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十条の二各号の一に掲げる行為をした者は、一万円以下の過料に処する。

- 2 第二十七条第一項又は第二項（第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者の命令で次の各号のいずれかに掲げるものに違反した者は、十万円以下の過料に処する。
- 一 第十一条又は第十二条第一項（第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反している者に対する命令
 - 二 第十二条第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対する命令

第四十一条 略

附 則

（国の無利子貸付け等）

- 10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十九条の規定により国がその費用について補助することができる都市公園の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十九条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 13 国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である都市公園の新設又は改築について、第二十九条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸

- 2 第十一条第一項又は第二項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者の命令で次の各号に掲げるものの一に違反した者は、一万円以下の過料に処する。
- 一 第十条の二又は第十条の三第一項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反している者に対する命令
 - 二 第十条の三第一項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対する命令

第二十九条 略

附 則

（国の無利子貸付け等）

- 10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十九条の規定により国がその費用について補助することができる都市公園の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 13 国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である都市公園の新設又は改築について、第十九条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付

付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

改 正 案	現 行
<p>（近郊緑地保全計画）</p> <p>第四條 略</p> <p>2 近郊緑地保全計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 近郊緑地特別保全地区（保全区域内の特別緑地保全地区）で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。）の指定の基準に関する事項</p> <p>四 略</p> <p>3 略</p> <p>（保全区域における行為の届出）</p> <p>第七條 保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区）を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 一 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 近郊緑地保全計画に基づいて行う行為</p> <p>二 次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為</p>	<p>（近郊緑地保全計画）</p> <p>第四條 略</p> <p>2 近郊緑地保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 近郊緑地特別保全地区（保全区域内の特別緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。）の指定の基準に関する事項</p> <p>四 略</p> <p>3 略</p> <p>第七條 削除</p> <p>（保全区域における行為の届出）</p> <p>第八條 保全区域（緑地保全地区）を除く。以下この条において同じ。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 一 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為</p>

- 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 四 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為
- 五 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

(管理協定の締結等)

第八条 地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第十六条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。

- 一 管理協定の目的となる土地の区域（以下「管理協定区域」という。）
- 二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
- 四 管理協定の有効期間
- 五 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者

- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 三 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為
- 四 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

等の全員の合意がなければならない。

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 近郊緑地保全計画との調和が保たれたものであること。

二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）と協議しなければならない。ただし、都県が当該都県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地管理機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都県知事の認可を受けなければならない。

（管理協定の縦覧等）

第九条 地方公共団体又は都県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、

第九条から第十三条まで 削除

地方公共団体又は都県知事に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第十条 都県知事は、第八条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理協定の内容が、第八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告等)

第十一条 地方公共団体又は都県知事は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該都県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第十二条 第八条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第十三条 第十一条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木

の保存に関する法律の特例)

第十四条 第八条第一項の緑地管理機構が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地管理機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地管理機構」とする。

（都市緑地法の特例）

第十五条 保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画（都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。）は、近郊緑地保全計画に適合したものでなければならない。

2 都県は、保全区域内の緑地保全地域について緑地保全計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民緑地についての同法の規定の適用については、同法第二十四条第四項及び第五十五条第五項第二号中「当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長」とあるのは、「当該指定都市の長」と、同法第二十四条第四項及び第五十五条第六項第二号中「指定都市の区域及び中核市の区域」とあるのは「指定都

市の区域」と、「について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について」とあるのは「について」と、同法第三十二条第一項中「指定都市及び中核市」とあるのは「指定都市」と、「当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）」とあるのは「当該指定都市」と、「指定都市等に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「市町村都市計画審議会（当該中核市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該中核市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「市町村都市計画審議会」とする。

第十六条 都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 管理協定に基づく近郊緑地の管理を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「一、二(1)又は首都圏保全法第十六条第一項第一号」とする。

（費用の負担及び補助）

第十七条 略

2 国は、都県が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

（権限の委任）

（費用の負担及び補助）

第十四条 略

2 国は、都県が行う都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第七条第一項の規定による損失の補償及び同法第八条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

（権限の委任）

第十八条 略

(大都市の特例)

第十九条 この法律の規定により、都県が処理することとされている事務(第八条第四項及び第五項並びに第九条から第十一条まで(これらの規定を第十二条において準用する場合を含む。)に規定する事務を除く。)は、指定都市においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮)

第二十条 国は、都県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 略
- 二 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十二条 略

第十五条 略

(大都市の特例)

第十六条 この法律の規定により、都県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮)

第十七条 国は、都県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行なう事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

(罰則)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 略
- 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十九条 略

改 正 案	現 行
<p>（近郊緑地特別保全地区に関する都市計画）</p> <p>第六条 近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該特別緑地保全地区に関する都市計画を定めるところによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。</p> <p>2 国土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区（前項の規定による特別緑地保全地区をいう。以下同じ。）に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>（近郊緑地特別保全地区に関する都市計画）</p> <p>第六条 近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、都市計画に緑地保全地区を定めることができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該緑地保全地区に関する都市計画を定めるところによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。</p> <p>2 国土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区（前項の規定による緑地保全地区をいう。以下同じ。）に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第八条 削除</p>
<p>（近郊緑地保全区域における行為の届出）</p> <p>第八条 近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 一 四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次に掲げる行為については、前三項の規定は、適用し</p>	<p>（近郊緑地保全区域における行為の届出）</p> <p>第九条 近郊緑地保全区域（緑地保全地区を除く。以下この条において同じ。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 一 四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、</p>

ない。

- 一 保全区域整備計画に基づいて行う行為で政令で定めるもの
- 二 次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
- 三 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 四 近郊緑地保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
- 五 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

(管理協定の締結等)

第九条 地方公共団体又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該近郊緑地保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。

- 一 管理協定の目的となる土地の区域（以下「管理協定区域」という。）
- 二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項

適用しない。

- 一 保全区域整備計画に基づいて行なう行為で政令で定めるもの
- 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 三 近郊緑地保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為
- 四 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

- 三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
- 四 管理協定の有効期間
- 五 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 保全区域整備計画との調和が保たれたものであること。
- 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、府県知事（当該土地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）と協議しなければならない。ただし、府県が当該府県の区域（指定都市の区域を除く。）内の土地について、又は指定都市が当該指定都市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地管理機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、府県知事の認可を受けなければならない。

（管理協定の縦覧等）

第十条 地方公共団体又は府県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による

第十条から第十四条まで

削除

管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は府県知事に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第十一条 府県知事は、第九条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときには、当該管理協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理協定の内容が、第九条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告等)

第十二条 地方公共団体又は府県知事は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第十三条 第九条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第十四条 第十二条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（管理協定に係る都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第十五条 第九条第一項の緑地管理機構が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地管理機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地管理機構」とする。

（都市緑地法の特例）

第十六条 近郊緑地保全区域内の緑地保全地域について定められる緑地保全計画（都市緑地法第六条第一項の規定による緑地保全計画をいう。以下同じ。）は、保全区域整備計画に適合したものでなければならない。

2 府県は、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域について緑地保全計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、近郊緑地保全区域内の緑地保全地域並びに当該地域内における都市緑地法第二十四条第一項の管理協定及び同法第五十五条第一項の市民

緑地についての同法の規定の適用については、同法第二十四条第四項及び第五十五条第五項第二号中「当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長」とあるのは「、当該指定都市の長」と、同法第二十四条第四項及び第五十五条第六項第二号中「指定都市の区域及び中核市の区域」とあるのは「指定都市の区域」と、「について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について」とあるのは「について」と、同法第三十二条第一項中「指定都市及び中核市」とあるのは「指定都市」と、「当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）」とあるのは「当該指定都市」と、「指定都市等に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「市町村都市計画審議会（当該中核市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該中核市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあるのは「市町村都市計画審議会」とする。

第十七条 都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 管理協定に基づく近郊緑地の管理を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「、二(1)又は近畿圏保全法第十七条第一項第一号」とする。

（費用の負担及び補助）

第十八条 略

2 国は、府県が行う都市緑地法第十六条において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定による損失の補償

（費用の負担及び補助）

第十五条 略

2 国は、府県が行う都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第七条第一項の規定による損失の補償及び

及び同法第十七条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(権限の委任)

第十九条 略

(大都市の特例)

第二十条 この法律の規定により、府県が処理することとされている事務(第三条第一項並びに第九条第四項及び第五項並びに第十条から第十二条まで(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。))に規定する事務を除く。)は、指定都市においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(施設の整備等)

第二十一条 略

(近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮)

第二十二条 国は、府県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該府県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

(罰則)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

同法第八条第一項の規定による土地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るものについては、政令で定めるところにより、その一部を補助する。

(権限の委任)

第十六条 略

(大都市の特例)

第十七条 この法律の規定により、府県が処理することとされている事務(第三条第一項に規定する事務を除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(施設の整備等)

第十八条 略

(近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮)

第十九条 国は、府県が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行なう事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該府県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十四条 略

一 略

二 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十一条 略

改 正 案	現 行
<p>（地域地区） 第八条 略 一 } 十一 略 十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五 条の規定による緑地保全地域、同法第十二条の規定に による緑地特別保全地区又は同法第三十四条第一項の規 定による緑化地域 十三 } 十六 略 2・3 略 4 都市再生特別地区、特定防災街区整備地区及び緑化地 域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及 び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>（地区計画） 第十二条の五 略 2 } 5 略 6 略 一 略 二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度 又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物 の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制 限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められ た限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。 以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等 の高さの最高限度又は最低限度、建築物の緑化率（都 市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化施設の面積 の敷地面積に対する割合をいう。）の最低限度その他 建築物等に関する事項で政令で定めるもの 三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保</p>	<p>（地域地区） 第八条 略 一 } 十一 略 十二 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号） 第三条の規定による緑地保全地区 十三 } 十六 略 2・3 略 4 都市再生特別地区及び特定防災街区整備地区について 都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に 掲げるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>（地区計画） 第十二条の五 略 2 } 5 略 6 略 一 略 二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度 又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物 の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制 限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められ た限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。 以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物等 の高さの最高限度又は最低限度その他建築物等に関す る事項で政令で定めるもの</p>

するため必要なものの保全に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

7

(都市計画を定める者)

第十五条 次に掲げる都市計画(準都市計画区域について定めるものを除く。)は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 三 略

四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。)に関する都市計画

五 七 略

2 4 略

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

7

(都市計画を定める者)

第十五条 次に掲げる都市計画(準都市計画区域について定めるものを除く。)は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一 三 略

四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。)に関する都市計画

五 七 略

2 4 略

改 正 案	現 行
<p>（沿道地区計画）</p> <p>第九條 略</p> <p>625 略</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物の沿道整備道路に係る間口率（建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、<u>建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最低限度</u>その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>三 <u>現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項</u></p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項その他の沿道の整備に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>7・8 略</p>	<p>（沿道地区計画）</p> <p>第九條 略</p> <p>625 略</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物の沿道整備道路に係る間口率（建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物の構造に関する防音上又は遮音上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度<u>その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの</u></p> <p>三 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項その他の沿道の整備に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>7・8 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（集落地区計画）</p> <p>第五条 略</p> <p>4 2 : 3 略</p> <p>4 略</p> <p>一・二 略</p> <p>三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保 するため必要なものの保全に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事 項で政令で定めるもの</p> <p>5 : 6 略</p>	<p>（集落地区計画）</p> <p>第五条 略</p> <p>4 2 : 3 略</p> <p>4 略</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事 項で政令で定めるもの</p> <p>5 : 6 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(防災街区整備地区計画)</p> <p>第三十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に係る間口率（建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限、建築物の緑化率（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。次項において同じ。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもののうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域にお</p>	<p>(防災街区整備地区計画)</p> <p>第三十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に係る間口率（建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合をいう。以下同じ。）の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。）における工作物の設置の制限その他建築物等に関する事項で政令で定めるもののうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域にお</p>

ける工作物の設置の制限、建築物の緑化率の最低限度
その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保
するため必要なものの保全に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事
項で政令で定めるもの

5・6 略

ける工作物の設置の制限その他建築物等に関する事項
で政令で定めるもの

三 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事
項で政令で定めるもの

5・6 略

改 正 案	現 行
<p>（特別土地保有税の非課税）</p> <p>第五百八十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>一 二十五 略</p> <p>二十五の二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条の規定による特別緑地保全地区内の土地で政令で定めるもの</p> <p>二十六 三十 略</p> <p>3 4 略</p> <p>附 則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 11 略</p> <p>12 都市緑地法第六十三条に規定する認定計画（同法第三十四条第一項の規定による緑化地域内の建築物の敷地内の同条第二項に規定する緑化施設の整備に係るものを除く。）に従つて整備された緑化施設で政令で定めるものうち、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十七号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に新設されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p> <p>13 53 略</p>	<p>（特別土地保有税の非課税）</p> <p>第五百八十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>一 二十五 略</p> <p>二十五の二 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条の規定による緑地保全地区内の土地で政令で定めるもの</p> <p>二十六 三十 略</p> <p>3 4 略</p> <p>附 則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 11 略</p> <p>12 都市緑地保全法第二十条の五の五に規定する認定計画に従つて整備された緑化施設で政令で定めるもののうち、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十七号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に新設されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p> <p>13 53 略</p>

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十三条第一項</p> <p>ワ・カ 略</p> <p>第四十五条 土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、次に掲げる法律及びこれに基づく命令又は条例の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、土地の使用又は収用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。</p> <p>自然公園法 自然環境保全法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 森林法 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 海岸法 地すべり等防止法 河川法 都市緑地法</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第十三条第一項</p> <p>ワ・カ 略</p> <p>第四十五条 土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、次に掲げる法律及びこれに基づく命令又は条例の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、土地の使用又は収用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。</p> <p>自然公園法 自然環境保全法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 森林法 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 海岸法 地すべり等防止法 河川法 都市緑地保全法</p>

2 } 9 略

10 第一項の規定により都市緑地法の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、特別緑地保全地区又は同法第二十条第一項の規定に基づく条例（次項において「地区計画等緑地保全条例」という。）により制限を受ける区域内の緑地を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

11 前項の規定により特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内の緑地を保全するために定められた事項は、都市緑地法の規定の適用については、同法第十四条第三項又は地区計画等緑地保全条例の規定により許可に付された条件とみなす。

2 } 9 略

10 第一項の規定により都市緑地保全法の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、緑地保全地区内の緑地を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

11 前項の規定により緑地保全地区内の緑地を保全するために定められた事項は、都市緑地保全法の規定の適用については、同法第五条第三項の規定により許可に付された条件とみなす。

改 正 案	現 行
<p>（都市公園法の特例）</p> <p>第百十五條の十三 <u>第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定区域の占有に対する都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九條（同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九條中「第七條各号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、「と公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「があらかじめ公園管理者に占有の目的、占有の期間、占有の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第二十七條（同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（首都圏近郊緑地保全法の適用除外）</p> <p>第百十五條の十八 <u>首都圏近郊緑地保全法（昭和三十九年法律第一号）第七條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。</u></p> <p>（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外）</p> <p>第百十五條の十九 <u>近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和三十九年法律第三号）第八條第一項及び第三項</u></p>	<p>（都市公園法の特例）</p> <p>第百十五條の十三 <u>第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定地の占有に対する都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九條（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九條中「第七條各号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、「と公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「があらかじめ公園管理者に占有の目的、占有の期間、占有の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第十一條（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（首都圏近郊緑地保全法の適用除外）</p> <p>第百十五條の十八 <u>首都圏近郊緑地保全法（昭和三十九年法律第一号）第八條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。</u></p> <p>（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外）</p> <p>第百十五條の十九 <u>近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和三十九年法律第三号）第九條第一項及び第三項</u></p>

の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市緑地法の特例)

第百十五條の二十一 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四條第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同條第八項後段の規定の適用については、同項後段中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた都市緑地法第十四條第八項の通知を受けた都道府県知事は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為が都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市緑地保全法の特例)

第百十五條の二十一 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同條第八項後段の規定の適用については、同項後段中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた都市緑地保全法第五条第八項の通知を受けた都道府県知事は、緑地の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

改 正 案	現 行
<p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第三十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第十一条第一項、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第八条第一項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）</u>、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）<u>第五条第二項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第九条第二項</u>その他政令で定める法律の規定により買収される場合（<u>都市緑地法第十七条第三項の規定により買収される場合には、政令で定める場合に限る。</u>）又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買収される場合</p> <p>四 六 略</p> <p>3 六 略</p> <p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）</p> <p>第六十五条の三 略</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法</p>	<p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第三十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）<u>第十一条第一項、都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第八条第一項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）</u>、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）<u>第五条第二項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第九条第二項</u>その他政令で定める法律の規定により買収される場合（<u>都市緑地保全法第八条第三項の規定により買収される場合には、政令で定める場合に限る。</u>）又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買収される場合</p> <p>四 六 略</p> <p>3 六 略</p> <p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）</p> <p>第六十五条の三 略</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法</p>

第十一条第一項、都市緑地法第十七条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項、航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合

四六略
2）8 略

（特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例）

第七十条の九 相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可を受けた者に係る前条第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに都市緑地法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区その他これに準ずるものとして政令で定める地区内にある土地の価額がある場合には、当該延納の許可を受けた相続税額のうち当該土地の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（次項において「特別緑地保全地区等内土地部分の税額」という。）についての相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「年六・六パーセント」とあるのは、「年四・二パーセント」とする。

2 相続税法第五十二条第四項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち特別緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用す

第十一条第一項、都市緑地保全法第八条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項、航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項若しくは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合（都市緑地保全法第八条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合

四六略
2）8 略

（緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例）

第七十条の九 相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可を受けた者に係る前条第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに都市緑地保全法第三条の規定による緑地保全地区又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区その他これに準ずるものとして政令で定める地区内にある土地の価額がある場合には、当該延納の許可を受けた相続税額のうち当該土地の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（次項において「緑地保全地区等内土地部分の税額」という。）についての相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「年六・六パーセント」とあるのは、「年四・二パーセント」とする。

2 相続税法第五十二条第四項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。

3
· 2°
4
略

3
·
4
略

改 正 案	現 行
<p>（土地を譲渡しようとする場合の届出義務）</p> <p>第四条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三 <u>十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設</u> <u>置すべき区域として決定された区域内に所在する土</u> <u>地</u></p> <p>八・二 略</p> <p>三〇六 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（土地を譲渡しようとする場合の届出義務）</p> <p>第四条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二 <u>十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設</u> <u>置すべき区域として決定された区域内に所在する土</u> <u>地</u></p> <p>八・二 略</p> <p>三〇六 略</p> <p>2・3 略</p>

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（良質な住宅地の保全）</p> <p>第十条 略</p> <p>2 認定事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地について当該認定事業者以外に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四十五条第一項に規定する土地所有者等が存しないときは、あらかじめ、同法第五十四条第一項の規定による緑地協定を定めなければならない。ただし、当該造成宅地について同法第四十五条第一項の規定による緑地協定が締結されているときは、この限りでない。</p>	<p>（良質な住宅地の保全）</p> <p>第十条 略</p> <p>2 認定事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地について当該認定事業者以外に都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項に規定する土地所有者等が存しないときは、あらかじめ、同法第二十条第一項の規定による緑地協定を定めなければならない。ただし、当該造成宅地について同法第十四条第一項の規定による緑地協定が締結されているときは、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一 次に掲げる区域内にある山林、原野、池沼その他の財務省令で定めるもの又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条第一項（特別緑地保全地区に関する都市計画）の規定により定められた特別緑地保全地区内の同項に規定する緑地に係る土地等</p> <p>イ）八略</p> <p>二）二十五略</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一 次に掲げる区域内にある山林、原野、池沼その他の財務省令で定めるもの又は都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条第一項（緑地保全地区に関する都市計画）の規定により定められた緑地保全地区内の同項に規定する緑地に係る土地等</p> <p>イ）八略</p> <p>二）二十五略</p>

改 正 案	現 行
<p>（機構の意見の聴取）</p> <p>第十九条 略</p> <p>一・二 略</p> <p>三 都市公園法第三十条の都市公園の区域の変更又は廃止</p> <p>四～六 略</p> <p>（道路法等の適用）</p> <p>第二十四条 第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてその権限を行う機構は、道路法第八章、都市公園法第六章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。</p>	<p>（機構の意見の聴取）</p> <p>第十九条 略</p> <p>一・二 略</p> <p>三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止</p> <p>四～六 略</p> <p>（道路法等の適用）</p> <p>第二十四条 第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてその権限を行う機構は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。</p>